

保険医療機関における指導・監査等について

第4回 監査について

■ 監査の概要

監査は、行政が不正・著しい不当を疑った医療機関に対して、診療報酬上の不正等に関する事実関係の把握を目的として強制的に実施されます。結果によって、保険医療機関取消等の行政上の措置や、返還金等の経済上の措置がなされます。

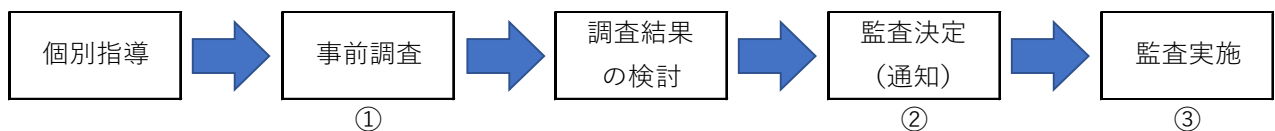
■ 監査対象医療機関又は保険医の選定基準

- (1) 診療内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 診療報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 度重なる個別指導によっても診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られないとき。
- (4) 正当な理由がなく個別指導を拒否したとき。

■ 監査決定までの流れ

監査は、実施までに原則として個別指導（医業経営ニュース Vol.7 参照）が行われます。個別指導での指摘事項が改善されない場合や不正や不当が疑われる場合に、図1の流れで監査の実施がなされます。

（図1）監査決定までの流れ



① 厚生局による事前調査

厚生局は、監査対象医療機関の選定をするにあたり、レセプトによる書面調査を行うとともに、必要と認められる場合は患者本人に対し直接面談により聞き取りを行う患者調査を行います。患者調査では実際の診療内容とレセプトの食い違いがないかを確認していきます。

② 監査決定（通知）

1週間から10日前に通知されます。ただし、緊急に監査を実施する必要がある場合等は、当日に監査実施通知を手渡されることもあります。

③ 監査実施

医療機関の開設者及び管理者の出席が求められます。その他にも必要に応じて保険医、診療報酬請求事務担当者、看護担当者等の出席を求められることがあります。

監査では対象となるレセプトに基づき、面談方式により診療内容及び診療報酬請求等に係る聞き取りが行われます。

■ 監査後の措置（行政上）

監査後の措置としては、「取消」、「戒告」、「注意」、「行政措置なし」があります。

	措置	判断基準（以下のいずれかのうち1つでも該当）
取消	保険医療機関の指定取消又は保険医の登録取消の行政処分。特別な事情がない限り、原則として5年間の再指定はされない。	1. 故意に不正又は不当な診療を行ったもの 2. 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの 3. 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの 4. 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの
戒告	過誤を指摘。今後の保険診療の内容又は請求の適正化を期するという指導的意味から設けられたものであり、法的効果はない。原則1年以内に個別指導が行われる。	1. 重大な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの 2. 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの 3. 軽微な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの 4. 軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの
注意	過誤を指摘。今後の保険診療の内容又は請求の適正化を期するという指導的意味から設けられたものであり、法的効果はない。戒告よりも程度が軽い。原則1年以内に個別指導が行われる。	1. 軽微な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの 2. 軽微な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求を行ったもの

※「不正」とは、いわゆる詐欺、不法行為に当たるようなもの。

※「不当」とは、算定要件を満たさない（診療録に指導内容の記載が不十分である等）もの。

※「しばしば」とは、1回の監査において件数からみてしばしば事故のあった場合及び1回の監査における事故がしばしばなくとも監査を受けた際の事故がその後数回の監査にあって同様の事故が改められない場合。

■ 監査後の措置（経済上）

監査において不正又は不当として指摘したレセプトを含めた全患者のレセプトについて、監査における返還事項に関し、保険医療機関は自主点検を行います。返還については、原則として監査を行った月の前月から5年前以降分について求められます。

■ 監査の対策

前述した通り、監査は原則として個別指導を実施し、指摘事項について改善が見られない場合や不正や不当が疑われる場合に実施されます。監査実施となると、行政上の措置や経済上の措置は免れることは困難です。よって、監査の対象にならないよう、個別指導対策と同様に日ごろから医科点数表に則った算定をすることが最も重要な対策となります。

弊社では、外部の視点で貴院の診療報酬算定状況を調査する『診療報酬施設基準コンプライアンス調査』を実施しています。調査方法、調査料金など、詳しくはお問い合わせください。

次回（9月）は、適時調査について、詳しく解説します。

株式会社ユアーズブレイン 医業経営コンサルティング部は、地場・広島県内はもとより中国・四国エリアを中心に、大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問い合わせは…TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp 担当 大迫、真鍋